

令和6年10月4日

公益社団法人神奈川県宅地建物取引業協会
小田原支部 支部長 藤井香大 様

松田町長 本山 博 幸



要望事項について(回答)

皆様におかれましては、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、本町の行政全般にわたりご指導、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和6年8月5日付けで要請のありましたことについて、次のとおり回答いたします。

記

本町に対する要請について

1 デジタル化・オンライン化について

【要望内容】

- ①近隣市町同様、同レベルの地理情報システムの導入・拡充を要望します。
- ②窓口での各種支払いのキャッシュレス化について町税や各種料金だけでなく、証明書発行窓口の手数料などもキャッシュレス対応をしていただくよう要望します。

【回答】

現在松田町では、各種証明発行窓口での手数料は、現金のみのお取り扱いとなっております。

しかしながら、現代社会においてキャッシュレス決済の需要が高まっており、現金に限られた支払方法に対しご不便を感じている方が多くいらっしゃることは事実です。

今後は、現金以外での支払いが可能となるよう、キャッシュレス決済に対応したレジ等の導入を視野に入れながら、町民サービスの向上に努めてまいります。

2 各種申請における登記情報提供サービスの利用について

【要望内容】

- ①各種手続きにおける申請書類に関し「登記情報提供サービス」にて取得できる登記情報（いわゆるネット謄本）を利用できるよう要望します。

②道路・水路の占有許可や農地転用 5 条の申請など、現在、法務局にて取得した登記簿謄本や図面類を添付する各種手続きにおいても、オンライン申請を可能としていただくよう要望します。

【回答】

「登記情報提供サービス」にて取得できる登記情報（いわゆるネット謄本）について、他市町の事例などを参考として、対応を検討させていただきます。オンライン申請については、全庁的に対応可能な申請を整理し、導入に向けて検討いたします。

3 農転 5 条の即日発行について

【要望内容】

①農転 5 条の届出を即日処理していただくよう要望します。

②今後デジタル化・オンライン化が進む社会においては農地転用 5 条に関しても、オンライン申請が可能になるよう要望します。

【回答】

事務局での手続きを見直し、受理通知書の発行までの期間短縮に努め、今後即日処理できる体制を整えてまいります。

農政全般の申請手続き等に関して、順次 eMAFF の活用を検討してまいります。

4 移住・定住政策についての 2 市 8 町広域協力について

【要望内容】

①県西地域全体で一致協力した都市部からの移住促進政策を要望します。

②松田町におかれましても県西空き家バンク連絡会への参加を要望します。

【回答】

神奈川県では、県西 2 市 8 町をエリアとした「県西地域活性化プロジェクト」にて、「移住・定住の更なる促進強化」等を掲げた計画を、令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 か年で実施中であり、当町もこの中で、県・団体・企業等で組織する「県西地域活性化推進協議会」に参画し、広域連携を含めた移住促進政策に努めております。

平成 27 年度に神奈川県宅地建物取引業協会小田原支部様との間に「空家等情報提供事業における媒介に関する協定」を締結し、現在、単独にて、松田町空き家・空き地バンクを運用しているところであるため、現時点では、参加の予定はありません。

5 道路のセットバック・整備について

【要望内容】

①後退部分を広く一般町民の方が安心・安全に利用できるよう、町に移管が進む施策（買取り等のインセンティブの提示等）の検討を要望します。財政的に申請毎に対応すると費用が嵩むのであれば、10～20 申請分がまとまった段階で、測量業者に委託し、測量・分筆手続き行うといった方法が他の市町では取られているようです。

②公道に私人の権利が残っている場合、所有権移転を進めるよう要望します。

【回答】

松田町では、建築行為に伴う道路後退が生じる場合は、「狭あい道路の改善に関する協議」を実施し、原則として用地は「寄付」の取扱いとしています。

分筆及び所有権移転登記、道路後退整備工事については、申請毎に町の費用負担により実施しており、利用者の利便性の向上を図っています。引き続き、制度の周知と狭あい道路の改善に向けて取り組みます。

公衆用道路として移管が受けられる土地に関しては、登記名義人と協議の上、所有権移転に向けて手続きを進めていきます。

また、所有者不明土地など相続登記がなされていない土地については、管轄法務局の登記官とも連携し、解決に向けて取り組みます。

6 防犯カメラの設置について

【要望内容】

町民の安全な生活のため、必要箇所への設置をいただくよう要望します。

【回答】

町は、令和2年までに町内15ヶ所に防犯カメラを設置し当初の設置計画を終了しました。その後、町民などからの意見が多く寄せられていることもあり、令和6年度から、防犯カメラ新規設置事業を開始しています。今年度は、合計4機設置し、来年度以降も計画的に防犯カメラを設置していく予定です。

7 都市計画審議会および固定資産評価審査会への協会代表の参加について

【要望内容】

当宅建協会支部代表者が都市計画審議員および固定資産評価員として参画できるよう要望します。

【回答】

貴重なご意見として、検討させていただきます。

8 地籍調査について

【要望内容】

地籍調査を今まで以上に推進していただくよう要望します。

【回答】

現在、町内のDID地区を優先的に順次調査を進めております。今後も、地籍調査の事業効果の普及、啓発に努め、土地所有者の協力を得て、進捗するよう取り組みます。

9 水道の開閉時の手数料について

【要望内容】

水道の使用開始や中止する場合の手数料の廃止をご検討していただくよう要望します。

【回答】

水道使用の開始・中止手数料は、その都度必要となるメーター検針等の事務負担費用を公平に徴収するために設定しているものです。今後、水道料金の改定と一緒に、他自治体の状況も踏まえた上で、見直しを検討していきます。

10 新松田駅北口再開発について

【要望内容】

再開発については適切に議論を進めるとともに、地元町民をはじめ宅建業者など近隣の事業者などへも情報を広く周知するよう要望します。

【回答】

今後も、事業の進捗に応じて情報を発信していきます。

11 独居（高齢）者の見守り及び孤独死対応について

【要望内容】

独居老人の見守りについて、民生委員に任せるだけでなく、ライフラインと同様な考えで見守りセンサーといった装置の設置やランニング費用の補助、身寄りのない方や相続人が片付けを拒否した際の遺品整理について補助をするといった貴町としての仕組み作りを要望します。

また、貴町と宅建協会小田原支部との間で、今後の住まいのあり方や他市町に先駆けた高齢者住宅に関わる仕組みを作成するといった機会を継続して行えるよう要望します。

【回答】

現在、当町では独居高齢者で見守りを希望する方に、見守りセンサーと看護師等による相談窓口を設置した見守り事業を実施しています。また、町社会福祉協議会でも町の委託事業として、終活事業を準備しており、その中で高齢者の見守り事業を行うため準備を進めております。

また、独居高齢者等には、対象者名簿を作成し、町の職員で電話連絡するなど、見守り事業を行うため準備を始めたところです。

さて、貴協会よりご要望いただいたことについてですが、ご要望にある見守りセンサーによる高齢者の見守りは、現在行っております。しかし、対象者が少ないこともあり、引き続き周知を行い、利用者の拡大に努めてまいります。

次に身寄りのない方や相続人が片づけを拒否した際の遺品整理に対し補助をするといったことについては、予算の確保や仕組みづくりなど、先行事例を参考に、方向性も含め今後検討を行ってまいります。

また、高齢者づくりに関する仕組みづくりについては、まず話し合うことが必要と考えるので、調整を行い検討していきたいと考える。